

## 構造計算適合性判定審査手数料

事務の種類		区分	金額	
法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に基づく法第6条第5項又は法第18条第4項の構造計算適合性判定に対する審査	法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 114,800円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 141,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 154,700円	
	法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 194,200円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 326,200円
			法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの
法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 216,300円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 247,100円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 326,000円	
法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 594,100円	

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請並びに法第85条第5項、第86条の7第1項並びに第86条の8第1項及び第3項に係る申請に伴い構造計算適合性判定に対する審査を行う場合の手数料は、1棟につき、法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合又は法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合におけるこの表の区分の欄に掲げる面積に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。